

陸 高 財 号 外
令和6年2月26日

関 係 各 位

陸前高田市長 佐々木 拓
(公印省略)

市営建設工事における発注者指定型週休2日工事での発注について（通知）

日頃より、当市の市政運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和6年4月1日から、働き方改革の一環として、改正労働基準法による時間外労働の罰則付き上限規制が、建設業にも適用されることとなります。

当市においては、上記規制を踏まえ、今後、災害応急復旧工事など一部の工事を除く市営建設工事について、発注者指定型週休2日工事での発注を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、発注者指定型週休2日工事での発注にあたっては、当該工事の設計図書に発注者指定型週休2日工事の対象である旨を明記することとし、また、受注者への負担増とならないよう、週休2日を見込んでの適切な工期確保や設計額への反映などに努めて参ります。

皆様におかれましても、本制度の趣旨などにご理解いただいた上で、公共工事の適切な施工について、ご配慮くださいますようお願いいたします。

担当 総務部財政課 電話 0192-54-2111
